

# 首都高速道路株式会社

## 第18回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第18期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料2

(決議事項)

議案 剰余金の処分の件

資料3

## 事業報告

〔 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで 〕

## 1. 当社グループの現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続きました。

こうした状況の下、高速道路事業として、令和4年4月1日より、より公平な料金体系へ向けた上限料金の見直しや各種割引の実施など料金の見直しを行ったほか、お客さまに、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、前期比6.3%増の99.9万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、感染者発生時でも業務を継続するための体制を構築するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を適宜見直し、対策を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は350,672百万円（前期比9.0%減）、営業損失は556百万円（前期は5,649百万円の営業利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は467百万円（前期は4,504百万円の当期純利益）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

## [高速道路事業]

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は327.2kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客さまのキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。また、近年のETC利用率拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、横浜北線の馬場入口に加えて、令和4年3月より5箇所、令和4年4月より29箇所、合計35箇所の料金所について、ETC専用入口として運用しております。ETCの利用率は、令和5年3月平均が98.1%となり、前年同月比1.2%増となっております。

また、お客さまサービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイト、お客さまセンター、グリーンポスト及びお客さま満足度調査等を通じて得られた改善に向けたお客さまの要望や意見の反映等を実施してまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化による利用交通量の回復に伴い、270,723百万円（前期比6.5%増）となりました。

高速道路の新設・改築については、新大宮上尾道路等2路線10.4kmの整備を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれ大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比44.5%減の64,724百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は335,576百万円（同9.6%減）となりました。

#### [駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、時間貸し、定期及び月極の営業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,220百万円（同2.6%増）となりました。

#### [受託事業]

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は6,972百万円（同17.6%増）となりました。

#### [その他の事業]

休憩所等事業として、令和4年4月に川口ハイウェイオアシスを開業したほか、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客さまが気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、社宅跡地等を活用した賃貸住宅の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は5,659百万円（同1.7%減）となりました。



## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

### ①無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号及び第7号に基づく無利子借入)	令和4年10月、 令和5年3月	63億円

### ②有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	令和4年9月	120億円
第30回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和4年10月	280億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和4年12月	150億円
第31回首都高速道路株式会社社債(5年公募債)	令和5年1月	200億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和5年3月	100億円
金融機関からの長期借入金(5年)	令和5年3月	50億円

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は5,056百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：料金徴収施設の更新
- ・駐車場事業：都市計画駐車場施設の更新
- ・その他の事業：休憩所等施設の更新

### ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：ETC設備の更新

### ③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による減失 該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社の連結子会社である首都高技術（株）が、技術コンサルティング事業を行う首都高デジタル&デザイン（株）（(株)ホルスから商号変更）の株式の33.5%を取得し、首都高デジタル&デザイン（株）を当社の連結子会社としております。

名称	主な業務	出資比率 (%)	株式取得日
首都高デジタル&デザイン(株)	その他の事業	33.5 (33.5) [20.3]	令和4年6月1日

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数、[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 5 期 令和元年度	第 1 6 期 令和 2 年度	第 1 7 期 令和 3 年度	第 1 8 期 令和 4 年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	534,673	357,567	385,265	350,672
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	△11	△4,500	4,504	△467
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	△0.43	△166.69	166.85	△17.31
純資産額(百万円)	64,792	61,705	65,678	67,424
総資産額(百万円)	368,189	349,167	383,782	371,012

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 5 期 令和元年度	第 1 6 期 令和 2 年度	第 1 7 期 令和 3 年度	第 1 8 期 令和 4 年度 当事業年度
営業収益(百万円)	529,639	353,146	380,496	344,903
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△1,254	△5,181	3,499	△2,226
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	△46.47	△191.91	129.59	△82.47
純資産額(百万円)	53,752	48,571	52,070	49,843
総資産額(百万円)	347,497	327,583	362,317	346,127

(9) 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2021－2023」に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

[高速道路事業]

お客さまに、より安全・安心に首都高をご利用いただけるよう、i-DREAMs<sup>®</sup>等の活用による効率的な維持管理に取り組み、点検・補修・補強を着実かつ適切に実施するとともに首都直下地震や激甚化する気象災害等にも適切に対応します。また、東品川栈橋・鮫洲埋立部、高速大師橋等の大規模更新・修繕事業等を推進し、道路構造物の安全性を高めるとともに、高速大師橋事業においては、通行止めによる社会的影響低減のための各種施策を適切に実施します。また、「首都高速道路の大規模更新・修繕及び機能強化に関する技術検討委員会」の審議等を踏まえ、次期大規模更新・修繕事業について早期事業化を進めます。

お客さまに、より快適に首都高をご利用いただけるよう、渋滞対策の着実な実施、混雑状況に応じた料金設定の検討など交通マネジメントに関する取組みを進めるとともに、新大宮上尾道路事業の推進等によりネットワークの機能を強化します。また、効率的かつ着実な交通安全対策、多様化するニーズに対応した交通情報の提供を推進します。さらに、まちづくりと連携した日本橋区間地下化事業を推進します。加えて、E T C専用化の概成に向けて着実に取り組んでまいります。

生産性の向上・高度化、新たな価値の創出を図るため、D X戦略の推進体制を構築し、現場の安全・生産性・品質向上や働き方改革等を進めます。また、次世代 i-DREAMs<sup>®</sup>への進化やローカル5 Gを活用した自営無線網の構築のほか、新技術・新材料を積極的に取り入れるなど、先進技術・D Xを推進します。

[高速道路事業以外の事業]

安定した収益基盤の確立のため、駐車場事業の強化・拡充、首都高ならではのP Aのあり方の具体的検討、川口ハイウェイオアシス開業後の安定的な集客やまちづくり・不動産事業等を推進します。また、土木コンサルティング事業、メンテナンス事業、用地補償コンサルティング事業等の受注拡大を図ります。特に、InfraDoctor<sup>®</sup>や

InfraPatrol<sup>®</sup>について、空港・鉄道等の他のインフラ事業への事業領域の拡大を推進します。

[サステナビリティに関する考え方及び取組み]

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

#### ①ガバナンス及びリスク管理

(ガバナンス)

経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めており、サステナビリティ関連も含め重要事項について、取締役会にて審議及び決議するとともに、その他必要に応じて取締役会及び経営会議に報告しています。

(リスク管理)

気候変動・自然災害に関連するリスク、社会経済に関連するリスク、その他の事業執行に関連するリスクなど、サステナビリティに関連する課題を含むリスク全般について、頻度や重要度を勘案し、毎年度、経営上重要なリスクやリスク管理方針を経営会議の審議を経て定め、取締役会に報告するとともに、具現化したリスクについては、必要に応じ取締役会、経営会議に報告するなど、リスク対応の実施状況を確認し、リスク管理を徹底しています。

## ②戦略並びに指標及び目標

### (戦略)

気候変動が地球の存続に対するトップリスクであることを再認識し、首都高グループ丸となって、道路インフラを最大限に有効活用するとともに、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、新技術開発の積極的な推進によって、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、「首都高カーボンニュートラル戦略」を策定しています。

本戦略では、ネットワーク機能強化への新たなアプローチ、社会インフラ企業としての自助努力、グリーン社会との共創という3つの基本方針を定め、この基本方針に基づく12のプロジェクトに取り組んでいくこととしています。

3つの基本方針	リーディングプロジェクト
1. ネットワーク機能強化への新たなアプローチ	① 既存のネットワークを賢く使う交通マネジメントの推進 ② ネットワークの充実
2. 社会インフラ企業としての自助努力	③ 建設時・維持管理の環境負荷低減 ④ 道路照明等事業活動の最大限の省エネルギー化 ⑤ 業務用車両への次世代自動車導入実施 ⑥ 企業活動におけるCO <sub>2</sub> ・廃棄物の削減 ⑦ 業務効率化のためのDXの戦略的導入
3. グリーン社会との共創 (産業界とのコラボ)	⑧ 新技術開発の推進 ⑨ 環境配慮型PAの整備 ⑩ CO <sub>2</sub> 吸収への取組み ⑪ 次世代自動車普及のための環境整備 ⑫ 沿道環境の改善

### (指標及び目標)

2050年カーボンニュートラルの将来の姿を見据えながら、まずは、2030年度に自動車交通からのCO<sub>2</sub>排出量約3割削減(2019年度比)及び事業活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量約5割削減(2019年度比)を目標に取り組んでいきます。

## ③人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

### (戦略)

#### ア 人材育成方針

##### ・機動的な人材マネジメントの推進

幅広い事業展開を支える人材の採用、OJT、OFF-JT、自己啓発による継続的な人材育成、多角的な視野と専門的な知識・経験の深化を両立したジョブローテーション・人材配置の最適化、多様な人材が長期にわたり生き生きと働ける環境の提供などを通じて、機動的な人材マネジメントの推進を図りま

す。

・専門分野の強化・拡充

首都圏を支える首都高速道路を管理する技術力や知識・経験の伝承を確実なものにするための人材の育成強化、高度な技術・知識・経験を有する社員を認定する「エキスパート制度」を活用した専門分野の強化・拡充、専門分野で活躍する人材の育成を見据えた資格取得の支援・奨励などを通じて、専門分野の強化・拡充を図ります。

イ 社内環境整備方針

・働き方改革の更なる推進

円滑なコミュニケーションと切磋琢磨につながるオフィス空間の創造や設備の拡充など、チーム力強化のための執務環境の整備、在宅勤務やスライド勤務など多様な働き方へ対応した柔軟な勤務体制の整備及び社会情勢を踏まえた労働ルールの継続的な確認及び見直しなどを通じて、働き方改革の更なる推進を図ります。

・ICT環境の整備

共有データ保管場所の統合化、あらゆる場所における社内と同等なICT環境の整備とセキュリティの確保、グループ全体のポータル統一化の推進を通じて、ICT環境の整備を図ります。

(指標及び目標)

多様な人材が長期にわたり生き活きと働ける環境の提供を目指しており、以下の指標及び目標を設定しております。

指標	目標	実績
管理職に占める女性比率	3%以上	3.1% (令和5年3月31日時点)
新規採用における女性採用比率	毎年20%以上	21% (令和4年度)
女性の育児休業取得率	100%を維持	100% (令和4年度)
新卒採用から10年度(前後3年平均)の定着率	男性 85% 女性 75%	男性 82% 女性 76% (令和5年3月31日時点)

注：新卒採用から10年度(前後3年平均)の定着率は、平成24年度から平成26年度までにおける新卒採用者のうち、令和5年3月31日時点において当社に在籍している者の割合を示しています。

(10) 主要な事業内容(令和5年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

(11) 主要な事業所(令和5年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京西局	東京都千代田区
東京東局	東京都中央区
神奈川局	神奈川県横浜市西区
更新・建設局	東京都千代田区

(12) 従業員の状況(令和5年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	4,240 [278]	16名減 [1名増]
受託事業		
駐車場事業	135 [61]	20名増 [3名減]
その他の事業		
全社(共通)	153 [-]	7名減 [-]
計	4,528 [339]	3名減 [2名減]

注1：臨時従業員数は、[ ]内に年間平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状態

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,122	1名減	44.0	18.1

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高E T Cメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(E T C))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高アソシエイト(株)	90	100.0	高速道路事業(用地管理等業務)
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高デジタル&デザイン(株)	40	33.5 (33.5) [20.3]	その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数、[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(令和5年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
農林中央金庫	285
機構	90
(株)三井住友銀行	81
信金中央金庫	62
(株)みずほ銀行	52

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(令和5年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株

(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株

(3) 当事業年度末の株主数 : 7名

(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の総 数に対する持株数 の割合(%)
財務大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	ねぎし なおふみ 根岸 修史	
代表取締役社長	まえだ のぶひろ 前田 信弘	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	てらやま とおる 寺山 徹	
代表取締役	ふじい たけし 藤井 健	
取締役	どい ひろつぐ 土井 弘次	
取締役	えど こうすけ 江戸 耕介	
監査役（常勤）	もりすえ おきむ 森末 治	
監査役（非常勤）	あおい やすふみ 青井 康文	
監査役（非常勤）	はまな せつ 濱名 節	
監査役（非常勤）	たなか りさ 田中 里沙	

注1：取締役根岸修史氏は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に定める社外取締役です。

注2：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

注3：取締役会長佐々木眞一氏、取締役谷本裕氏及び井上誠氏並びに監査役大塚尚氏、浜田道代氏、巴政雄氏及び高田俊之氏は、令和4年6月28日退任いたしました。

注4：監査役濱名節氏は、東急株式会社の財務部門において長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 社外役員に関する事項

	根岸修史	森末治	青井康文	濱名節	田中里沙
① 当事業年度における主な活動状況	別記1	別記1	別記1	別記1	別記1
② 社外役員の報酬等の総額	別記2	別記2	別記2	別記2	別記2

別記1：社外取締役根岸修史氏については、当事業年度のうち、在任期間中開催の取締役会すべてに出席し、また、定期的実施している業務報告の場等において

て、長年にわたる会社経営等での豊富な経験と見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行う等の当社が社外取締役として期待する役割を果たすため、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役森末治氏、青井康文氏、濱名節氏及び田中里沙氏については、当事業年度のうち、在任期間中開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記2：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	9名	103百万円	-	-	103百万円
監査役	8名	30百万円	-	-	30百万円
計	17名	133百万円	-	-	133百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注2：上記には、令和4年6月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役4名に対する報酬を含んでおります。なお、令和5年3月31日現在の支給人数は取締役6名、監査役4名です。

注3：上記のほか、令和4年6月28日開催の第17回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対し、業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役2名 9百万円

退任監査役3名 7百万円

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役根岸修史氏及び監査役全員それぞれとの間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・当該取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- ・上記責任が認められるのは、当該取締役又は監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

- (5) その他会社役員に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項  
該当事項はありません。

- (3) 現在の業務停止処分に関する事項  
該当事項はありません。

- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項  
該当事項はありません。

- (5) 責任限定契約に関する事項  
該当事項はありません。

- (6) 補償契約に関する事項  
該当事項はありません。

- (7) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	61 百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66 百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

注3：当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、普通社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(8) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。(最終改正：平成27年5月21日)

## 首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。  
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。  
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。  
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合においては、直ちに当社に報告することとする。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。  
グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。  
当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。  
監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付す場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制  
取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。  
取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- 1 1. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制  
グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社長会」等の体制を確保する。
- 1 2. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- 1 3. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。
- 1 4. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

## (2) 体制の運用状況の概要

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決議を行ったほか、四半期毎の職務執行状況の報告等を行った。  
また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する事項を報告し、委員間で意見交換を行うことにより、職務執行に係る法令及び定款への適合性を確保するよう努めた。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
取締役会で報告を行っている職務執行状況報告等について、報告資料データを適切に保存するとともに、社内イントラネット上に掲載することにより、常時閲覧提供している。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
事業の遂行や事務執行等に係るリスクについては、「リスク管理規則」に基づき、「経営上重要なリスク」及び「リスク管理方針」を定め、必要に応じて見直しを行うとともに、当社及びグループ会社におけるリスク管理の実施状況のフォローアップを行った。  
入札及び契約に関しては、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」を定期に開催し、その適正化を推進した。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「権限規則」等による職務権限や意思決定ルールの特明化、取締役会決議を経て決定している「中期経営計画」及び「年度経営計画」における目標設定、毎月の経営会議での月次報告を通じての主要業績指標レビュー等を実施した。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を活用した各種階層別研修や講習会等を実施した。  
また、業務の遂行に伴う不正行為等について、職場における業務の透明性を一層向上させるため、「アラームネット」（内部通報制度）を運営している。  
内部監査については定期的を実施し、社員の業務遂行が法令等に則り適正に行われているか等について監査した。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等を定期的で開催し、首都高グループ内での内部統制に係る協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、コンプライアンスの徹底等を行った。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社において当該規則を準用して「リスク管理方針」を定めており、当該方針によりリスク管理を行った。  
また、当該規則に基づきグループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに当社に報告することとしている。

8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ会社に対する監査については、定期に実施し、その結果をグループ会社に対して通知した。  
内部通報制度については、全てのグループ会社で各々のアラームネットを運用しており、その周知を図っている。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役室に社内業務に精通した社員を専任で配置し、監査役の指示に従って監査業務の補助を行っている。  
なお、監査役室の社員に係る人事異動については、事前に取り締役から監査役への協議を行っている。
10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制  
定期的開催する取締役会及び経営会議に監査役が出席した。  
また、監査役会に対して、経営会議の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告することとしている。
11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制  
定期的開催する当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等に監査役が出席し、グループ会社の業務執行状況等について報告した。
12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
方針に基づき、当該報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止している。
13. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役監査基準に基づき、当社に対して請求のあったものについて、速やかに処理を行っている。
14. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と代表取締役を含む各取締役は、定期的意見交換を行っている。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。  
ただし、1頁中の利用交通量及びE T Cの利用率に係る数値、1頁から3頁中の前期比比率、9頁の実績に係る数値並びに12頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

## 附属明細書(事業報告関係)

### 1. 会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告 14 頁「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載のとおりです。

連 結 貸 借 対 照 表  
令和5年3月31日

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		19,992	
高速道路事業営業未収入金		28,074	
未収入金		4,359	
契約資産		675	
有価証券		88,000	
棚卸資産			
仕掛道路資産	155,130		
貯蔵品	895		
その他の棚卸資産	<u>352</u>	156,378	
受託業務前払金		662	
前払金		3,559	
その他		1,645	
貸倒引当金		<u>△ 187</u>	
流 動 資 産 合 計			303,160
II 固定資産			
有形固定資産			
建物	21,721		
減価償却累計額	<u>△ 9,526</u>	12,195	
構築物	35,130		
減価償却累計額	<u>△ 16,680</u>	18,450	
機械及び装置	45,752		
減価償却累計額	<u>△ 27,956</u>	17,796	
車両運搬具	8,461		
減価償却累計額	<u>△ 6,836</u>	1,625	
工具、器具及び備品	6,003		
減価償却累計額	<u>△ 3,985</u>	2,017	
土地		7,597	
リース資産	286		
減価償却累計額	<u>△ 163</u>	122	
建設仮勘定		<u>1,207</u>	61,012
無形固定資産			
リース資産		0	
その他		<u>2,030</u>	2,030
投資その他の資産			
投資有価証券		516	
敷金		1,782	
繰延税金資産		2,009	
その他		<u>499</u>	<u>4,808</u>
固 定 資 産 合 計			<u>67,851</u>
資 産 合 計			<u><u>371,012</u></u>

負債の部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	29,426
短期借入金	1,340
一年以内返済予定長期借入金	6,923
リース債務	59
未払金	14,996
未払法人税等	1,410
預り金	312
受託業務契約負債	1,046
契約負債	398
賞与引当金	1,656
その他	<u>1,488</u>

流動負債合計 59,058

II 固定負債

道路建設関係社債	123,000
道路建設関係長期借入金	74,770
その他の長期借入金	17,500
リース債務	92
役員退職慰労引当金	152
退職給付に係る負債	28,742
その他	<u>271</u>

固定負債合計 244,529

負債合計 303,587

純資産の部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	<u>41,790</u>

株主資本合計 68,790

II その他の包括利益累計額

退職給付に係る調整累計額	△ 3,050
その他の包括利益累計額合計	<u>△ 3,050</u>

III 非支配株主持分

1,684

純資産合計 67,424

負債・純資産合計 371,012

連 結 損 益 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

I 営業収益		350,672	
II 営業費用			
道路資産賃借料	183,963		
高速道路等事業管理費及び売上原価	155,416		
販売費及び一般管理費	<u>11,849</u>	<u>351,229</u>	
	営 業 損 失		556
III 営業外収益			
受取利息	1		
助成金収入	47		
保険返戻金	57		
その他	<u>233</u>	339	
IV 営業外費用			
支払利息	21		
その他	<u>22</u>	<u>43</u>	
	経 常 損 失		260
V 特別利益			
受取補償金	131		
負ののれん発生益	<u>187</u>	318	
VI 特別損失			
臨時損失	50		
減損損失	<u>211</u>	<u>261</u>	
	税金等調整前当期純損失		203
	法人税、住民税及び事業税		1,323
	法人税等調整額		<u>△ 979</u>
	当期純損失		547
	非支配株主に帰属する当期純損失		<u>80</u>
	親会社株主に帰属する当期純損失		<u><u>467</u></u>

連結株主資本等変動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	42,257	69,257	△ 4,121	△ 4,121	542	65,678
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 467	△ 467				△ 467
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,071	1,071	1,142	2,214
当期変動額合計	—	—	△ 467	△ 467	1,071	1,071	1,142	1,746
当期末残高	13,500	13,500	41,790	68,790	△ 3,050	△ 3,050	1,684	67,424

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

17 社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)  
首都高トールサービス東東京(株)  
首都高トールサービス神奈川(株)  
首都高パトロール(株)  
首都高カー・サポート(株)  
首都高技術(株)  
首都高メンテナンス西東京(株)  
首都高メンテナンス東東京(株)  
首都高メンテナンス神奈川(株)  
首都高電気メンテナンス(株)  
首都高ETCメンテナンス(株)  
首都高機械メンテナンス(株)  
首都高アソシエイト(株)  
首都高高速道路サービス(株)  
首都高デジタル&デザイン(株)  
首都高保険サポート(株)  
首都高パートナーズ(株)

当連結会計年度において、当社の連結子会社である首都高技術(株)が首都高デジタル&デザイン(株)(株ホルスから商号変更)の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

0 社

(2) 持分法を適用していない関連会社(インフラドクターソフトサービス運営有限責任事業組合)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

2年～50年

構築物

2年～60年

機械及び装置

1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法  
道路建設関係社債発行費  
支出時に償却しております。
  - ② 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。  
  
数理計算上の差異の費用処理方法  
各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。  
  
過去勤務費用の費用処理方法  
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
  - ③ 収益及び費用の計上基準  
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。  
高速道路事業  
高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。  
  
受託事業  
受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
  - ④ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務  
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債123,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務289,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。  
なお、当該債務のうち、社債に係る債務146,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 併存的債務引受  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に併存的債務引受けにより引き渡した道路建設関係社債56,000百万円、道路建設関係長期借入金34,430百万円がそれぞれ減少しております。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額 175 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1 受取補償金  
 高速川口線川口パーキングエリアの商業施設の移転に係る補償金 131 百万円
- 2 臨時損失  
 社会貢献による医療費助成制度への拠出金 50 百万円
- 3 減損損失  
 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
神奈川県横浜市神奈川区	遊休資産	建物	207
		機械及び装置	0
		工具、器具及び備品	3

当社グループは、高速道路事業固定資産については、首都高速道路全体で自動車交通上密接な関連のある道路網として機能し、独立したキャッシュ・フローを生み出していることから、全体を1つの資産グループとしており、高速道路事業以外の固定資産については、管理単位ごと、遊休資産及び処分予定資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度において、将来の使用が見込まれない遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(211百万円)として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来の使用が見込まれないことから、使用価値は零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

(金融商品に関する注記)

- 1 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
 当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
 営業債権である高速道路事業営業未収入金は、ETC料金に係るカード会社の未収入金が大部分を占めており、信用リスクは僅少であります。  
 有価証券は、譲渡性預金の残高であります。当社における一時的な余資の運用は社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債を対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。  
 投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。  
 営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。  
 道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。  
 道路建設関係長期借入金の一部は変動金利であります。独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間が最長5年と短いため、金利の変動リスクは低くなっております。  
 その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であります。返済期限までの期間が短いため、金利の変動リスクは低くなっております。  
 また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。
- 2 金融商品の時価等に関する事項  
 令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 道路建設関係社債	123,000	122,911	△ 88
(2) 道路建設関係長期借入金	76,595	76,521	△ 73
(3) その他の長期借入金	22,598	22,500	△ 98
負債計	222,193	221,933	△ 260

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、高速道路事業営業未収入金、有価証券及び高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	516

(\*3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	19,992
高速道路事業営業未収入金	28,074
有価証券	88,000
合計	136,066

(注2) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	75,000	48,000	-
道路建設関係長期借入金	1,825	-	570	30,706	37,194	6,300
その他の長期借入金	5,098	5,000	5,000	5,000	2,500	-
合計	6,923	5,000	5,570	110,706	87,694	6,300

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	-	122,911	-	122,911
道路建設関係長期借入金	-	76,521	-	76,521
その他の長期借入金	-	22,500	-	22,500
合計	-	221,933	-	221,933

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 道路建設関係社債

当社の発行する道路建設関係社債の時価は、相場価格により算定しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

#### 道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金

道路建設関係長期借入金及びその他の長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金ごとに、その元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価と近似していると考えられるため、帳簿価額を時価としております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,434円 81銭
1株当たり当期純損失金額	17円 31銭

(収益認識に関する注記)

1 収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	高速道路事業	駐車場事業	受託事業	計		
料金収入	270,723	-	-	270,723	-	270,723
道路資産完成高	64,724	-	-	64,724	-	64,724
その他	129	-	6,972	7,101	4,591	11,693
顧客との契約から生じる収益	335,576	-	6,972	342,548	4,591	347,140
その他の収益	-	3,216	-	3,216	315	3,532
外部顧客への売上高	335,576	3,216	6,972	345,765	4,907	350,672

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、98,827百万円であり、当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和5年から令和23年の間で収益を認識することを見込んでいます。

貸借対照表  
令和5年3月31日

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金		7,293	
高速道路事業営業未収入金		28,074	
未収入金		2,777	
契約資産		675	
未収収益		0	
有価証券		88,000	
仕掛道路資産		154,861	
貯蔵品		513	
受託業務前払金		718	
前払金		1,713	
前払費用		258	
その他の流動資産		838	
貸倒引当金		<u>△ 186</u>	
流動資産合計			285,537
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,947		
構築物	17,756		
機械及び装置	17,727		
車両運搬具	599		
工具、器具及び備品	403		
土地	268		
建設仮勘定	<u>1,013</u>	40,715	
無形固定資産		<u>306</u>	41,021
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,556		
構築物	142		
機械及び装置	11		
工具、器具及び備品	4		
建設仮勘定	<u>7</u>	3,722	3,722
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	92		
構築物	33		
工具、器具及び備品	99		
土地	<u>1,928</u>	2,153	
無形固定資産		<u>0</u>	2,153
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	28		
構築物	0		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	2		
建設仮勘定	<u>28</u>	59	59
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,552		
構築物	33		
機械及び装置	32		
車両運搬具	29		
工具、器具及び備品	528		
土地	5,264		
リース資産	11		
建設仮勘定	<u>144</u>	9,597	
無形固定資産		<u>519</u>	10,116

vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0
vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,204		
投資有価証券	486		
敷金	986		
繰延税金資産	826		
その他の投資等	12		
		<u>3,514</u>	
固定資産合計			<u>60,589</u>
資産合計			<u>346,127</u>

負債の部

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	43,961		
一年以内返済予定長期借入金	6,923		
リース債務	3		
未払金	4,644		
未払費用	45		
未払法人税等	475		
預り金	149		
受託業務契約負債	1,046		
契約負債	134		
前受収益	9		
賞与引当金	974		
その他の流動負債	642		
		<u>59,010</u>	
流動負債合計			59,010
II 固定負債			
道路建設関係社債	123,000		
道路建設関係長期借入金	74,770		
その他の長期借入金	17,500		
リース債務	10		
退職給付引当金	21,976		
役員退職慰労引当金	17		
		<u>237,273</u>	
固定負債合計			237,273
負債合計			<u>296,284</u>

純資産の部

I 株主資本			
資本金			13,500
資本剰余金			
資本準備金		<u>13,500</u>	
資本剰余金合計			13,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
安全対策・サービス高度化積立金	9,534		
別途積立金	10,154		
繰越利益剰余金	3,154	<u>22,843</u>	
利益剰余金合計			22,843
株主資本合計			49,843
純資産合計			<u>49,843</u>
負債・純資産合計			<u>346,127</u>

損 益 計 算 書  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	270,723		
道路資産完成高	64,724		
受託業務収入	1		
その他の売上高	<u>127</u>	335,576	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	183,963		
道路資産完成原価	69,359		
管理費用	86,053		
受託業務費用	<u>1</u>	<u>339,378</u>	
高 速 道 路 事 業 営 業 損 失			3,802
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	770		
駐車場営業雑収入	<u>489</u>	1,260	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,144	<u>1,144</u>	
駐 車 場 事 業 営 業 利 益			115
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	982	982	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	790	<u>790</u>	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			192
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	111	111	
2. 営業費用			
高架下事業費	92	<u>92</u>	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			18
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	6,972	6,972	
2. 営業費用			
受託業務費用	6,880	<u>6,880</u>	
受 託 業 務 事 業 営 業 利 益			<u>91</u>
全 事 業 営 業 損 失			3,383
VI. 営業外収益			
受取利息	0		
有価証券利息	1		
受取配当金	464		
土地物件貸付料	22		
雑収入	<u>146</u>	635	
VII. 営業外費用			
支払利息	16		
雑損失	<u>7</u>	<u>24</u>	
経 常 損 失			2,772
VIII. 特別損失			
臨時損失	50		
減損損失	<u>211</u>	<u>261</u>	
税 引 前 当 期 純 損 失			3,034
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		18	
法 人 税 等 調 整 額		<u>△ 826</u>	
当 期 純 損 失			<u>2,226</u>

株主資本等変動計算書  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

首都高速道路株式会社  
(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					
				安全対策・ サービス高度化 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	11,577	5,072	8,420	25,070	52,070	52,070
事業年度中の変動額									
安全対策・サービス高度化 積立金の取崩				△ 2,042		2,042	-	-	-
別途積立金の積立					5,082	△ 5,082	-	-	-
当期純損失 (△)						△ 2,226	△ 2,226	△ 2,226	△ 2,226
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△ 2,042	5,082	△ 5,266	△ 2,226	△ 2,226	△ 2,226
当期末残高	13,500	13,500	13,500	9,534	10,154	3,154	22,843	49,843	49,843

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
    - ② その他有価証券(市場価格のない株式等)  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法を採用しております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
    - ② 貯蔵品  
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～60年
機械及び装置	1年～17年

  
なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法  
道路建設関係社債発行費  
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
    - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
    - ③ 過去勤務費用の費用処理方法  
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- 5 収益及び費用の計上基準  
 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (1) 高速道路事業  
 高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。料金収入については、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。また、道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。
- (2) 受託事業  
 受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。このうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

### (貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務  
 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債123,000百万円の一一般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額  
 有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産47,890百万円、駐車場事業固定資産3,363百万円、休憩所等事業固定資産122百万円、高架下事業固定資産36百万円、各事業共用固定資産4,563百万円であります。
- 3 保証債務  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務289,775百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。  
 なお、当該債務のうち、社債に係る債務146,000百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 4 併存的債務引受  
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に併存的債務引受けにより引き渡した道路建設関係社債56,000百万円、道路建設関係長期借入金34,430百万円がそれぞれ減少しております。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 108 百万円    |
| 短期金銭債務 | 14,807 百万円 |
- 6 有形固定資産の取得原価から控除した圧縮記帳累計額
- |  |         |
|--|---------|
|  | 175 百万円 |
|--|---------|

### (損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高
- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 営業取引による取引高      |            |
| 売上高             | 1,398 百万円  |
| 仕入高             | 64,913 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 480 百万円    |
- 2 臨時損失
- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 社会貢献による医療費助成制度への拠出金 | 50 百万円 |
|---------------------|--------|

### 3 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	
神奈川県横浜市神奈川区	遊休資産	各事業共用固定資産	建物	207
			機械及び装置	0
			工具、器具及び備品	3

当社は、高速道路事業固定資産については、首都高速道路全体で自動車交通上密接な関連のある道路網として機能し、独立したキャッシュ・フローを生み出していることから、全体を1つの資産グループとしており、高速道路事業以外の固定資産については、管理単位ごと、遊休資産及び処分予定資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用が見込まれない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(211百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来の使用が見込まれないことから、使用価値は零として評価しております。

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数

該当なし

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	57 百万円
賞与引当金	298 百万円
退職給付引当金	6,729 百万円
役員退職慰労引当金	5 百万円
未払事業税	143 百万円
繰越欠損金	2,633 百万円
その他	409 百万円
繰延税金資産小計	10,276 百万円
評価性引当額	△ 9,450 百万円
繰延税金資産合計	826 百万円

### (道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から令和47年9月30日まで高速道路を借り受けております。

なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	180,719 百万円
1年超	8,565,906 百万円
合計	8,746,625 百万円

### (関連当事者との取引に関する注記)

#### 1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有)直接 26.7%	医療費助成拠出金の支払	医療費助成拠出金の支払 (注1)	50	—	—

(注1) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市	5,651,449	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1) (注2)	183,963	高速道路事業営業未払金	20,774
									高速道路事業営業未収入金	0
							道路資産完成高	64,724	高速道路事業営業未収入金	1,897
						道路資産完成高及び債務引受け等	道路資産完成原価	69,359	—	—
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額 (注3)	90,430	高速道路事業営業未払金	5
						借入金等の連帯債務	債務保証 (注3)	289,775	—	—
	資金の借入 (注4)	6,304	道路建設関係長期借入金	9,025						

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、令和4年3月25日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、令和5年1月23日付で一部変更しております。なお、これにより当事業年度の道路資産賃借料の支払額が0百万円減少しております。
- (注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,846 円04銭  
1株当たり当期純損失金額 82 円47銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表における「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和5年6月2日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

菅田裕元

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

濱口真介

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

伊藤陽子

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

令和5年6月2日

首都高速道路株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

菅田裕之

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

濱口慎介

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

伊藤陽子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び2022事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並

びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 5年 6月 8日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 森末 治 ⑩

監査役（社外監査役） 青井 康文 ⑩

監査役（社外監査役） 濱名 節 ⑩

監査役（社外監査役） 田中 里沙 ⑩

## 議 案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、当期の高速道路事業に係る純利益（安全対策・サービス高度化に資する事業に係る額及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金を除く。）については、別途積立金として積み立てることとさせていただきたいと存じます。

高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、自己資本の充実に努めたいと存じます。よって、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

## 記

## 剰余金の処分に関する事項

## (1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1, 035, 833, 730円
---------	-------------------

## (2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1, 035, 833, 730円
-------	-------------------

以 上